

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

看護配置

1) 一般病棟

一般病棟では1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は次の通りです。

〔8時30分～16時30分〕看護職員1名あたりの受け持ち数は6名以内です。

〔16時30分～8時30分〕看護職員1名あたりの受け持ち数は16名以内です。

2) 3階療養病棟

3階療養病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は次の通りです。

〔8時30分～16時30分〕看護職員1名あたりの受け持ち数は10名以内です。

看護補助者1名あたりの受け持ち数は10名以内です。

〔16時30分～8時30分〕看護職員1名あたりの受け持ち数は16名以内です。

看護補助者1名あたりの受け持ち数は16名以内です。

3) 4階療養病棟

4階療養病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。尚、時間帯ごとの配置は次の通りです。

〔8時30分～16時30分〕看護職員1名あたりの受け持ち数は10名以内です。

看護補助者1名あたりの受け持ち数は10名以内です。

〔16時30分～8時30分〕看護職員1名あたりの受け持ち数は16名以内です。

看護補助者1名あたりの受け持ち数は16名以内です。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理、意志決定支援及び身体的拘束最小化体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

東海北陸厚生局への届出事項

1) 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

2) 入基本診療料及び特掲診療料の施設基準等に係る届出について

「施設基準届出一覧」をご参照ください。

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算

当院では、質の高い診療を実施するため以下の取り組みを行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
 - ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 - ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
 - ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
 - ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービス等の医療 DX にかかる取り組みを実施しています。
- 「とっても簡単！マイナンバーカード」をご参照ください。

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

保険外負担に関する事項

「保険外負担について」をご参照ください。

先発医薬品（長期収載品）の処方について

「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について」をご参照ください。

特別の療養環境の提供（差額室料）について

「保険外負担について」をご参照ください。

長期入院に係る選定療養費について

「保険外負担について」をご参照ください。